

## 総合教育会議資料

### 1 協議題 学校だけでは解決できない教育的課題について

### 2 SSW(スクールソーシャルワーカー)とは何か

- ・ 文科省のSSW活用事業により2008年から配置が始まった。学校教育法施行規則には「スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に従事する」と規定されている。(条文は中学校も準用)
- ・ SSWは「学校、家庭、関係機関等との連携を機動的に図り、課題を共有化、各関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境等を改善する、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行う専門家」とされている。
- ・ 2019年から全中学校配置になっており、丹波市では6中学校に週1日2名のSSWが分担して勤務し、校区内の小学校も含めて対応している。

### 3 市内の事例について

#### 事例1

家族：本児(小5男子)、父、曾祖母

事案：本児の世話はほとんど曾祖母がしていたが、習字の筆を持ってこないなど持ち物をそろえられないことが多くあり、学校も困っていた。ある日、本児から「ひいおばあちゃんのお世話があるので今日は休みます」との電話が入った。すぐに教師が家庭訪問をすると、曾祖母がトイレで転倒し大腿骨を骨折していた。日頃からかかわりのあった民生委員に来てもらい救急車を要請し曾祖母は救急搬送された。その間、父親は2階にいたがでてこなかった。

#### 事例2

家族：本児(中2男)、姉(中3)、弟(小3)、父、母、祖母、伯父(父の兄)

事案：自宅が競売にかけられ転売された。家賃4万円を払って住み続けることになったが、収入が不安定な父母にとっては負担である。そんな中、経済的な支柱であった祖母と伯父が家を出て行ったことで、当時小6の本児は学校を休みがちになった。

それから1年ぐらい経過し本児は中1に、姉は中2になったが学校の保護者負担金(学年費)が滞りこのままでは修学旅行に行けなくなるという状況になった。又、姉弟2人とも欠席は少ないが、入浴しておらず臭いがきつくなるなどの状況になった。本児に話を聞くと「食事も十分できていない。水道が止められた」などと言った。

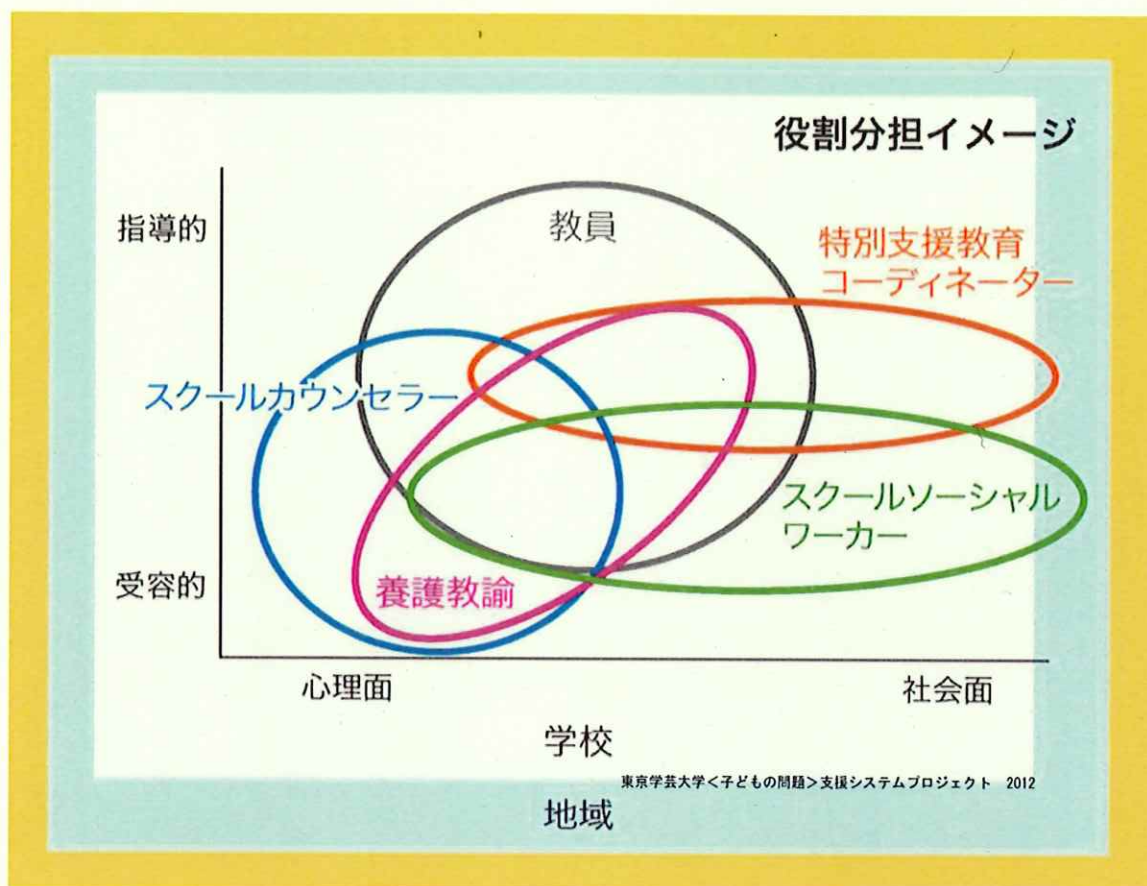
#### 事例3

家族：本児(小5男)、父、母

事案：本児は欠席なく登校していたが嘘が多く、友達とトラブルなることもあった。父母は激しい夫婦喧嘩があり父のDVも疑われた。そんな中、母親の対応に業を煮やした父が家の中で暴れ、母からの通報で駆け付けた警察官に逮捕された。父は釈放後実家に帰ったので母子2人の生活となった。母は以前からと潔癖症で子どもを2時間も浴室に留め、家の片づけや掃除が終わるまで出さない、毎日の夕食は21時ごろという状況が続いている。母は1年ほど前に病院を受診したが、処方された薬も「汚れている」と飲まずその後の受診もなく行動はひどくなる一方である。

### 4 課題

学校で顕在化している問題の背景には、貧困、虐待そして保護者の精神疾患があると考えられる。これらの課題に学校は福祉とどのように連携して取り組んで行くのかが問われている。



## 子どもたちを支える仕組

丹(まごころ)の里  
丹波市

